

○文部科学省告示第五十四号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）第二条の規定に基づき、次のとおり指定記録保存機関を指定したので、同令第十六条第一号の規定に基づき、告示する。

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づき記録の引渡し機関を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十八号）は、平成二十二年三月二十八日限り、廃止する。

平成二十二年三月二十九日

文部科学大臣 川端 達夫

一 名称 財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

二 住所 東京都千代田区鍛冶町一丁目九番十六号

○文部科学省告示第七十六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令（平成二十一年文部科学省令第十四号）第八条の規定に基づき、同令第二条の規定により指定記録保存機関として指定した財団法人放射線影響協会から名称の変更の届出があったので、同令第十六条第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月九日

文部科学大臣 平野 博文

- 一 変更前の名称 財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会と
いう名称で設立された法人をいう。）
- 二 変更後の名称 公益財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協
会という名称で設立された法人をいう。）
- 三 変更の年月日 平成二十四年四月一日